

○ 応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の書類、帳簿等を整備し、保存しておかなければならない。

- ・ 救助実施記録日計票
- ・ 応急仮設住宅台帳
- ・ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- ・ 応急仮設住宅使用貸借契約書
- ・ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- ・ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合においては、このほかに、工事材料受払簿、大工人夫等の出納簿、輸送簿等を整備しておかなければならない。

## 2.2 入居者の生活支援

- |   |
|---|
| <p>□ 市区町村は、応急仮設住宅の入居者に対して、以下のような生活支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 入居者の健康管理、メンタルヘルスケア</li><li>・ 応急仮設住宅の衛生対策</li><li>・ 福祉サービスの提供</li><li>・ 訪問医療、訪問看護</li><li>・ 恒久住宅の確保・再建に関する支援</li><li>・ 就業、事業再開、就学に関する支援</li><li>・ 地域コミュニティの維持・育成、地域交流の促進</li><li>・ その他必要な生活支援事業</li></ul> <p>□ 市区町村は、入居者の生活支援のための相談窓口を設置するとともに、巡回相談、個別訪問相談を実施する。</p> <p>□ 市区町村は、入居者の実態及び必要とする生活支援を把握するため、入居者調査を実施する。</p> <p>□ 都道府県は、市区町村が行う生活支援事業を支援する。</p> |
|---|

---

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 被災による環境の変化や精神的・身体的ダメージにより、被災者によっては要望や問題が顕在化しにくい状況も想定されることから、訪問等により積極的な要望等の把握に努める。
- ワンストップ型の相談窓口を設置し、窓口で受けた相談、把握した再建方針、世帯分離・住民登録の状況等を、被災世帯台帳を用いた被災世帯データベースを用いて一元的に管理することが重要である。
- 関係部局、社会福祉協議会、民生委員、保健師、医師、行政相談員、介護事業所、NPO・ボランティア、地域住民等と連携・協力を図り、見守り体制を整備し、きめの細かい支援を実施するよう努める。特に、高齢者や単身者等孤立しがちな入居者に対する見守り活動に配慮する。また、夜間や緊急時に対応できる体制を整備する。応急仮設団地の安全性を維持・確保するため、例えば、集会所に警察官OBを配置するなどの方法も考えられる。
- 災害発生により被災者という立場になった方々が示す反応は、「異常な出来事に対する正常な反応」であるという視点を持ちながら、精神科医等の専門家の治療を必要とする状態に至ることを防ぐため、中長期的な「こころのケア」の実施に留意する。
- 大規模な応急仮設住宅団地には、入居者の日常生活の利便性の向上を図るため、必要に応じ商業施設の設置、路線バスの増・新設等を行う。
- 応急仮設住宅入居者と一時提供住宅入居者の生活支援事業に格差が生じないように十分に留意する。
- 地域外の一時的提供住宅に入居する被災者に対しては、地元自治体の協力を得ながら、生活支援事業を実施する。
- 応急仮設住宅に入居していない者や既に退去した者が、許可なく応急仮設住宅を倉庫代わりに荷物を置いたり、無断退去を防止するため、応急仮設住宅の利用に関するルールについて、入居者等に周知徹底を図ることも重要である。

## 事前対策

- 入居者名簿の様式作成、名簿情報の管理体制等の検討
  - 入居者名簿については、あらかじめフォーマット案を作成しておく。また、入居者名簿の更新や管理の実施体制、方法について事前に検討しておく。
- 専門的人材の確保や関係機関・団体との連携に関する検討
  - 生活支援のうち、保健、福祉、医療に関しては専門的人材を配置する必要があることから、これらの人材の確保の方法及び関係団体等との連携のあり方について検討しておく。
- 相談体制に関する検討
  - 相談員の確保、相談体制、相談所の設置方針等について検討しておく。

## 事例・参考情報

### 〔事例〕 応急仮設住宅における相談業務（平成7年阪神・淡路大震災）

- 兵庫県は、神戸市、尼崎市、芦屋市、西宮市など被害が甚大な地域を対象に巡回相談事業を実施した。これは、応急仮設住宅地における自治組織等の設置による団地内コミュニティの設立を支援することを目的に、仮設住宅地の地域の実情等を考慮した支援策を講じるもので、平成8年1月10日より開始されたものである。
- また、応急仮設住宅での生活が長期化する中で、被災者の生活再建に向けた総合的な相談対応や支援を行うために、ふれあいセンター等を活動拠点として訪問指導を行う生活支援アドバイザー制度が創設された。内容は恒久住宅確保や生活支援のための情報提供、相談・支援、関係機関（福祉、保健、就業等）との連絡調整、ボランティアとの連絡等であった。

資料：「南関東地域直下の地震に対する復興準備計画の策定に関する調査報告書」（平成11年3月、国土庁防災局）から抜粋

---

**[事例] 応急仮設住宅におけるコミュニティの育成（平成7年阪神・淡路大震災）**

- 阪神・淡路大震災では、応急仮設住宅に入居する高齢者等に対する心身のケアを行うとともにコミュニティの形成やボランティア活動の拠点となる場として、ふれあいセンターを設置した。ふれあいセンターは、50戸以上の仮設住宅地に設置され、新規に建設するほかに近隣の既存施設や仮設住宅の空室を活用した。

資料：「南関東地域直下の地震に対する復興準備計画の策定に関する調査報告書」（平成11年3月、国土庁防災局）から抜粋

**[事例] 仮設住宅での様々な課題の解決に向けた取り組み（平成19年能登半島地震）**

- 石川県穴水町では、「五者会議」として、入居者の代表者、社会福祉協議会、地元ボランティアグループ、行政の福祉関係部署（健康福祉課）、行政の復興対策関係部署（復興対策室）が、月一度、心のケアハウスに集まり、意見交換を行い、仮設住宅運営の状況、移行支援の見通し、生活上のさまざまな課題について、情報共有を図っている。

## 第4章 応急仮設住宅の解消、撤去・処分

本章では、応急仮設住宅から恒久住宅への移行支援、応急仮設住宅の利用の長期化に対する措置、応急仮設住宅の解消、撤去・再利用について記載する。

### 1 応急仮設住宅から恒久住宅への移行支援

#### 趣旨

応急仮設住宅の入居者が恒久住宅に住み替えることができるよう、恒久住宅対策と連携を図りながら、移行支援を行う。

#### 実施内容

#### 1.1 恒久住宅への移行のための情報提供・相談、指導

- 都道府県、市区町村は、応急仮設住宅の入居者が恒久住宅に移行するために、復興公営住宅の供給や復興基金事業の活用も含めた住宅再建支援策を用意する。
- 都道府県、市区町村は、広報紙、応急仮設住宅団地等への張り出し、巡回、ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ等により、公共賃貸住宅の入居、民間賃貸住宅の入居支援、住宅の再建支援など、恒久住宅の確保・再建に関する各種支援策の情報を広く提供する。
- 都道府県、市区町村は、相談窓口を設置し、相談対応や支援策の申込受付等を行う。

---

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 応急仮設住宅から恒久住宅への移行支援としては、例えば、以下のような支援が考えられる（ただし、以下は例示であり、災害救助法の適用を受けることができるものを示したものではない）。
    - ・ 移転にかかる費用の支援
    - ・ 移転のために必要な車両や人員の派遣
    - ・ 一時提供住宅に入居している者で当該住宅への正式入居を希望する者に対して正式入居を斡旋
  - 恒久住宅対策としては、例えば、以下のような支援が考えられる。
    - ・ 公共賃貸住宅への入居、家賃補助
    - ・ 民間賃貸住宅への入居斡旋、家賃補助
    - ・ 被災者生活再建支援制度による支援金の支給
    - ・ 独自の支援制度による住宅再建支援
    - ・ 生活福祉資金、母子寡婦福祉資金による支援
    - ・ 低利の住宅ローンの創設
    - ・ 住宅ローンの利子補給、償還期間の延長等の措置
    - ・ 定期借地権の活用による住宅再建支援
    - ・ 住宅資産を活用した住宅再建支援
  - 情報提供については、あらゆる媒体を活用し提供することとするが、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者への情報提供には特に配慮する。
  - 関係部局、民生委員、NPO・ボランティア等と連携・協力を図り、きめの細かい対応を図るよう努めることとし、必要に応じて、個別訪問による情報提供や相談対応、指導を行う。
  - 地域外の一時的提供住宅に入居する被災者に対しては、地元自治体の協力を得ながら、情報提供を行う。
-

## 事前対策

### ■ 相談体制に関する検討

- 相談員の確保、相談体制、相談所の設置方針等について検討しておく。

### ■ 応急仮設住宅からの移行支援、恒久住宅対策の支援内容の検討

- 応急仮設住宅からの移行支援について検討しておく。
- 特に被災者数が膨大になると想定される場合は、応急仮設住宅からの移行支援や恒久住宅対策の支援について検討しておく（大量の公共賃貸住宅の供給は結果としてその後の維持管理やコミュニティ再生の面で困難が生じることもある）。

## 事例・参考情報

### 【事例】 一時入居から正式入居への手続き（平成7年阪神・淡路大震災）

- 一時使用期限が経過した後も引き続き現住宅に正式入居を希望する者に対して、被災市街地復興特別措置法第21条に規定する入居者資格要件の特例を適用するなど入居を認めた。
- 正式入居の資格は、従前に居住していた住宅が、罹災証明書により全壊・全焼または半壊・半焼であることが証明でき、かつ現に一時使用住宅へ入居していることが証明できる場合である。このため、一時的に公営住宅に入居できたとしても、罹災証明書がなければ、継続して入居はできないことになる。正式入居ができるのは、一時使用許可期限が満了した日の翌日からであり、住戸ごとに定められている家賃の3ヶ月分の敷金と家賃を納付することが必要である。正式入居にあたっては、共益費の負担はもちろんのこと、自治会活動への参加が義務づけられた。

資料：「阪神・淡路大震災の総括・検証に係る調査」（平成16年度、内閣府）から抜粋

### 【事例】 暮らしの再建カルテの作成（平成19年能登半島地震）

- 石川県穴水町は、円滑な相談業務のため、「暮らしの再建カルテ」として世帯単位で、相談内容、再建方針を記録し経緯を把握している。

---

## 2 応急仮設住宅の利用の長期化に対する措置

---

### 趣旨

災害の様態等によっては長期にわたり被災地域に戻ることができず恒久住宅の再建ができない場合や、復興事業の関係で被災地域における恒久住宅の供給あるいは被災者による住宅再建の取り組みが遅れている場合等により、応急仮設住宅の利用が長期化する可能性があるときは、供与期間の延長など必要な措置を講じる。

### 実施内容

#### 2.1 応急仮設住宅の供与期間の延長

---

- 都道府県は、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」が適用された災害の場合であって、応急仮設住宅の供与期間の延長が必要と判断した場合は、厚生労働省と協議し、応急仮設住宅の供与期間の延長等の対応を図る。

#### ◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 災害救助法による応急仮設住宅として被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から2年以内である。ただし、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年6月14日 法律第85号)による特定非常災害に指定された災害で、政令で建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置が適用すべき措置として指定された場合は、厚生労働省に協議の上、期間を延長することができる。



- 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」が適用された場合、被災者用の住宅が不足し、かつ応急仮設住宅が、安全上、防火上、衛生上支障がない場合は、1年の範囲内で延長できることとなり、再延長も同様の取扱いとなる。特に応急仮設住宅は、基礎の大半が木杭であり基礎の点検、補強が必要となる。

### 応急仮設住宅の供与期間の延長について

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第2条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

- 2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）

第7条 建築基準法第2条第33号の特定行政庁は、同法第85条第1項の非常災害又は同条第2項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第4項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に1年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

## 2.2 応急仮設住宅の統廃合

- 都道府県は、応急仮設住宅の空家が増加した場合は、市区町村と連携し、応急仮設住宅の統廃合を図る。
- 都道府県、市区町村は、応急仮設住宅の統廃合についての理解と協力を求めるため、入居者に十分に説明する。

### ◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 応急仮設住宅団地については、その利用が長期化し、空家数が増加すると、防犯・防火等の管理面での問題が生じたり、コミュニティの維持が困難になる。また、復興事業との関係で当該用地から応急仮設住宅を撤去する必要が生じたり、民有地の場合は敷地の明け渡しを求める声が生じることも考えられる。応急仮設住宅の統廃合を実施する際には、入居者の移転支援策を講じるとともに、入居者に十分に説明し、理解と協力を求め、対応を図る。
- 例えば、学校の敷地に応急仮設住宅を建設した場合は、学校の再建、授業の再開に伴い、応急仮設住宅を撤去する必要が生じる。供給計画の立案の段階から、そのような問題が発生する可能性のある用地には応急仮設住宅を建設しないということを前提にする必要があるが、やむを得ず建設した場合は、いずれ統廃合や移転の問題が発生するため、早い段階から措置を検討しておく。

### 事前対策

#### ■ 応急仮設住宅の統廃合に関する検討

- 応急仮設住宅の統廃合の方針や入居者対応のあり方等について検討しておく。

## 事例・参考情報

### [事例] 仮設住宅統廃合に伴う移転費用の支援（平成7年阪神・淡路大震災）

- 厚生省（当時）は、仮設住宅統廃合に伴う移転費用について、県社会福祉協議会の生活福祉資金融資制度で対応することとした。

資料：「災害復旧・復興施策の手引き（案）」（平成17年3月、内閣府）から抜粋

### [事例] 移転補償費の支給（平成7年阪神・淡路大震災）

- 芦屋市は、中学校グラウンドに建設した応急仮設住宅を撤去する際、「行政の都合で移転する以上、移転先の希望は最大限聞く」とするとともに、移転補償費を単身5万円、2～4人世帯6万円、5人以上7万円を出すこととした。

資料：「災害復旧・復興施策の手引き（案）」（平成17年3月、内閣府）から抜粋